

ローカル・ヒストリーと共同体

——山梨県内市町村史における恩賜林記述をめぐって——

南 都 奈 緒 子

【要約】 自治体史の序文には、住民を共同体の成員へと組み入れる意図がしばしば見受けられる。過去の共有により成立する「記憶の共同体」がここから立ち上げられているとすれば、自治体史は住民の共同性を支えるメディアなのだろうか。

山梨県の「恩賜林」は、小物成地から官有地、御料地、県有地へと、明治期に所有を転々とした林野である。本稿はこれに関する市町村史の歴史叙述を事例とし、ローカル・ヒストリーのもつ共同体構築志向の内実を検討した。二つの事例地域からは、「記憶の共同体」の設定にそれぞれの地域事情が反映されていることが明らかになった。全県の市町村史からは、実質的な「記憶の共同体」が市町村の領域よりも小さいもの、市町村の領域と一致するもの、全県にまで拡大されたものの三類型が得られ、本文中の歴史叙述に注目するとき、自治体史から立ち上げられる「記憶の共同体」は自治体の領域に必ずしも一致しないことが示された。

史林 九〇巻六号 二〇〇七年一月

はじめに

自治体史とは「県史・市史・町史・村史など地方自治体により刊行されるそれぞれの自治体の領域についての歴史」^①である。一九六〇年代以降、日本各地では自治体史を刊行することが一種のブームとなった。それらは、現在では膨大な蓄積量となっている。自治体史については、ローカル・ヒストリーの研究と叙述の方法をめぐる議論の中で、これまで何度

も取り上げられてきた。ここでは研究方法の拡大や深化、史料の保存と活用などが重要な課題として挙げられているが、そのほかに多数見られるのは「ローカルであること」の意味に関わる地域論や空間論である。

戦前に盛んに行なわれた「郷土史」は、一九一〇年、新渡戸稲造・柳田国男らの郷土会の郷土研究に始まる。郷土への愛情と一体性を前提とし、郷土の特色を歴史にもとめて、継承すべき伝統を共同体の成員自らが探求する多様な郷土史が生まれたが、中には郷党史観に支えられた皇国史観も多く見られた。

戦後はその克服が目指され、一九五〇年に設立された地方史研究協議会を中心に、「地方史」という名称が使われるようになった。それは地縁的な共同体を客体化し、共同体成員以外のものによる研究をも含めて、その歴史を検討しようとするものであった。^②

さらにその後、地方史がともすれば中央での国史研究の問題関心に追隨する傾向にあることや、対象地域を中央に従属的なものとして認識する傾向にあることへの反省から「地域史」が提唱され、一九七〇年代以降普及した。これは中央と地方との序列関係を転換したもので、例えば小山や内藤はグローバリズムや中央の国家権力により地域が「地方化」されていく時代にあつて、地域から中央を逆照射する視座をもつことや、地域課題に向き合うことなどを説く。地域史には、さまざまな住民運動の高揚のもとで住民の主体性と地域の独自性を評価しようとする姿勢が強く見られる。^⑤自治体史編纂の際も、従来のように資料提供者として関わるだけでなく、住民自身の手で地域の歴史を掘り起こしまとめていく「市民による市史づくり」が理想とされるようになった。^⑥

「地域」に注目した歴史学からは、地域の中で国家を相対化しようとする方向だけでなく、「地域」概念そのものを問い、分析対象とする「空間史」^⑦としての方向も生じた。自治体史に関連した議論では、まず地域の外枠について蔵持は、「地域」とは本来歴史を叙述するために設けられた範囲ではなく、空間において歴史の像を捉えるためにその広がり・重層性そのものが析出されるべき対象であると主張する。藪田は、均質地域・類型地域だけでなく結節地域や重層的地域構

成も把握する必要性があることや、歴史的領域と制度的地域の間のずれを検討すべきであることなど、地域把握の諸問題を指摘する。田村も、多くの市町村史は現在の行政区画の内部だけでなく、歴史的に実在したさまざまなレベルの地域、市場圏・商圏・交易圏・婚姻圏など、地域の有機的結合への関心をもつべきであると述べる。

さらに、地域内部の把握について、市町村は地域住民と密着しているが故に、地域住民の利害と感情に逆らう問題に関しては、せいぜい軽く触れる程度にしか扱えないという問題点がある。丸浜^⑩は関東大震災時に地域内で起きたはずの朝鮮人殺害事件が、東京東部の自治体史の中ではほとんど触れられていないことを論じた。また、自治体史では自治体内に含まれる性質の異なる複数の小地域をまんべんなく対象とすることが望ましいとされるが、行政区域内に被差別部落のある自治体では、種々の理由から部落史が欠落していたり、不十分な記述しかない場合もある^⑪。

そして、地域の外枠設定と内部の把握の問題とが組み合わさると、次の指摘のようになる。成田によれば、通史形態の歴史叙述には空間内部の分裂や亀裂の存在、重層的な空間の存在を指摘せずに空間を均一的に把握する傾向や、いくつもの外部の文化圏が中心的空間に包摂される過程として描く傾向があるという。こうした叙述は、例えばナショナル・ヒストリーにおいては、始点から現在に至るまで一貫した連続性をもつという「日本」と「日本人」を、虚構ではあるが歴史の主体として抽出するという。つまり、現在まで続く歴史的に安定した領域と、そこに代々根付いてきた共同体の連続性が仮構されるのである。「空間史」としての地域史は、このような歴史叙述から立ち上げられる「国民国家」を批判するものであるが、さらに近年では一国史・自国史の相対化から、グローバルな普遍性をもって認識される新しい世界史へとつなげることを意図するものもある^⑫。

歴史学研究における地域論・空間論の流れからは外れるが、このような問題と関連して、ベラーは共同体が自らの過去によって成立するものであるとし、それを「記憶の共同体」と表現した。また城によれば、時間的・空間的に範囲を拡大した集団に、個人が共同性の感覚を持ったために必要となるのが、「われわれ」に共通する経験の「記憶」であるという。

しかし、近代社会では先祖の生きた時代と連続性を感じる自然な記憶を生き続けることが難しくなり、その代わりに共同体の記憶を思い起こすメディアとしてさまざまな「記憶の場」が登場したとまとめている。藤井はこれらを踏まえ、自治体史を「記憶の場」と捉え、そこで個人の記憶が集団で共有可能なものとなることにより、自治体住民が「記憶の共同体」として立ち上げられると論じた。

事実、以下に挙げるのとよく似た論調の序文が、全国各地の自治体史に多数見受けられる。静岡県三ヶ日町の『三ヶ日町史』^⑧には、町長が次のような序文を寄せている。

現在の三ヶ日町の目覚ましい発展、繁栄の基は、いうまでもなく、その恵まれた自然環境と、それを舞台として真剣に生活をし努力をされてきた大昔から現在に至る無数の町民の皆様のお力にほかならないと存じます。私も現在の三ヶ日町民はそうした先人の御努力に対し、いよいよ敬慕の念を深くするとともに、その志をついで益々三ヶ日町の発展に尽力しなければならぬと存じます。過去を振り返ることによって、現在の自治体住民はその地で暮らしてきた無数の人々に連なる共同体に加えられる。

その自覚を自治体の現在と将来を支えていく力にしようとする自治体側の志向を、ここから読み取ることができる。また、千葉県印旛村の『印旛村誌』序文には、村誌が「原始より古代・中世・近世までの本村の歴史的概要を把握するに十分であり、村民の歴史教科書」^⑨であるとまで述べられている。住民全員に読まれるかどうかは別としても、全世帯主の名前を巻末に載せるものや、全戸に配布されるものなどもあり、自治体史の共同体構築志向は強い。

しかし、市町村の空間領域は所与のものではなく、近現代に数度の編成を経てつくられたものである以上、その中には複数の歴史的領域が含まれるのが通常である。そのため自治体史から立ち上げられるという共同体の範囲が、藤井の言うように現在の市町村の空間領域と過不足なく一致するかどうかが、自治体史本文における「先人」たちの歴史が、序文で意図するように現代の自治体住民の共同性を保証するものであるかどうかは、明らかでない。

以上のような問題関心から、本稿は自治体史本文から立ち上げられる「記憶の共同体」を、地域・空間の面から再検討

するものである。一般の読者がどのような「記憶の共同体」を想起するかという視点に立ち、特に歴史を叙述する際の主語が何であるかということに注目して自治体史の読み取りを行なう。そして、序文で一般的に示される主語である「わたしたち」Ⅱ市町村住民と、本文中における主語との一致・不一致を検討したい。執筆者への注目から進める方法もあるだろうが、自治体史では個々の論文とは異なり執筆者が前面に出てこない。中には執筆担当者がまったく示されないものもあるし、一般の読者も執筆者が誰であるかに注目して読むわけではない。そこで本稿では執筆者に関しては必要な部分で触れるにとどめた。

事例には、山梨県内の市町村史に描かれる、地元の入会山をめぐる明治期の出来事を選んだ。安孫子は明治初期の地方制度や新町村の設定、明治末期の神社統合や部落有財産統一を、自治体としての統一意識に危機をもたらす出来事の例として挙げ、自治体史がそれらをどう評価し叙述するかといったことへの注目を促している。近代における入会山の変容もこれらとよく似た性格をもち、旧来からの共同体意識と自治体の統一意識とが衝突しかねない出来事といえる。

以下、第一章では分析対象とする山梨県の市町村史と、事例である恩賜林の歴史について詳しく述べ、第二章では県内市町村史全般に見られる恩賜林記述の傾向と、その背景にあると考えられるテキストを挙げる。第三章では県内の二つの地域について、地域内の構成と市町村史の恩賜林記述の関係を詳しく見ていき、最後に全県の市町村史叙述から市町村の領域と「記憶の共同体」の問題についてまとめる。

- ① 西垣晴次「自治体史編纂の現状と問題点」（木村 礎ほか著『岩波講座日本通史 別巻二 地域史研究の現状と課題』、岩波書店、一九九四年）三三頁。

- ② 塚本 学「地域史研究の課題」（石井 進ほか著『岩波講座 歴史二五 別巻二 日本史研究の方法』、岩波書店、一九七六年）三三九―三四五頁。

- ③ 小山靖憲「地域史研究と自治体史編纂」、歴史科学、一六〇号、二

〇〇〇年、三一―〇頁。

- ④ 内藤正中「地域課題にこたえる地方史研究」、地方史研究、三六巻二号、一九八六年、六一―六三頁。

- ⑤ 前掲注③

- ⑥ 例えば、吉田俊純「市町村史の理想」（『地方史研究協議会編『地方史の新視点』、雄山閣出版、一九八八年）八四―一〇一頁。地方史研究協議会編『地方史・地域史研究の展望』、名著出版、二〇〇一年な

ど。

- ⑦ 白井哲哉「『地方史研究』にみる地方史論の動向」、地方史研究、五六巻五号、二〇〇六年、七四―七七頁。
- ⑧ 蔵持重裕「中世史における地域史研究の動向」、地方史研究、三六巻二号、一九八六年、八四―九〇頁。岡山地方史研究会「地方史の理念と方法をめぐって」、地方史研究、三六巻四号、一九八六年、八二―八八頁にも地域設定に関する議論がある。
- ⑨ 藪田 貫「地域史研究の立場」、歴史科学、九九・一〇〇合併号、一九八五年、一〇八―一二〇頁。
- ⑩ 田村貞雄「地域史の方法——街道・商圏・行政区画——」、地方史研究、三六巻二号、一九八六年、五八―六一頁。
- ⑪ 吉田俊純「市町村史の意義と方法」、地方史研究、三六巻四号、一九八六年、三三―三六頁。
- ⑫ 丸浜 昭「自治体史のなかの朝鮮人殺害事件——東京を事例として——」、歴史評論、五二二号、一九九三年、四二―四八頁。
- ⑬ 藤井寿一「部落史研究と自治体史編纂」、歴史評論、五〇六号、一九九二年、四四―四九頁。亀岡哲也「自治体史の編纂と地域の部落史をめぐって」、部落解放研究、一一二号、一九九六年、一一―二三頁。
- ⑭ 成田龍一「歴史学のポジショナリティ——歴史叙述とその周辺」、校倉書房、二〇〇六年、一九一―一九四頁。

第一章 事例について

1 山梨県の市町村史について

山梨県では、道志村、小菅村、足和田村の三つを除く合併前のすべての市町村が、二〇〇六年までに市町村史の刊行を

- ⑮ 濱下武志・辛島 昇ほか編「『地域の世界史』シリーズ、山川出版社、一九九七―二〇〇〇年、全二巻。河西英通・浪川健治・M・ウィリアム・ステイール編「ローカルヒストリーからグローバルヒストリーへ——多文化の歴史学と地域史——」、岩田書院、二〇〇五年など。
- ⑯ R・N・ベラーほか、島蘭 進・中村圭志共訳「心の習慣——アメリカ個人主義のゆくえ——」、みすず書房、一九九一年、一八六頁。原著は一九八五年。
- ⑰ 城 達也「激動期におけるアイデンティティと共同性」（城 達也・宋 安鍾編「アイデンティティと共同性の再構築」、世界思想社、二〇〇五年）八―九頁。
- ⑱ 藤井美穂「市史編纂と自分史——北海道士別市『士別市史抄 私たちの歩み』の試み——」、関西学院大学人文論究、五〇巻四号、二〇〇一年、六七―七九頁。
- ⑲ 井口寛二郎「町史下巻発刊に当たって」（『三ヶ日町史 下巻』、三ヶ日町史編纂委員会、三ヶ日町、一九七九年）。
- ⑳ 吉岡敏夫「発刊のことば」（『印旛村誌 通史編Ⅰ』、印旛村誌編さん委員会、印旛村、一九八四年）四頁。
- ㉑ 安孫子 麟「今日の自治体史編纂をめぐって」、歴史評論、五〇六号、一九九二年、二―一頁。

行なっているため、県内での網羅的な分析が可能である。また県史の刊行が他県に比べて遅く、市町村史が県史の記述を踏襲できない状況にあったことも、比較の上で好都合である。一九五八年から一九六五年にかけて『山梨県史』^①が県立図書館から刊行されているが、その内容は、明治元年から明治十二年（一八七九）までの県政資料を集めたものである。「恩賜林」の成立は一九一一年のことであり、この旧県史の中に市町村史が参照すべき資料はない。新しい県史は、一九九六年から刊行が始められ、現在も継続中である。^②近現代史を扱う通史編二巻が刊行されたのは二〇〇五年及び二〇〇六年であった。学術的通史を書くことをめざし、県外から歴史研究者を編纂・執筆に起用する市町村もあるが、多くは県内の郷土史研究団体会員、行政職員、学校教員、住民など、県内居住者が中心となって編纂を行なっている。

分析対象とする市町村史は、二〇〇二年段階での山梨県内七市五七町村の市町村名で刊行されたものとした。市町村史の範囲について明確な基準はなく、全国レベルで市町村史を網羅した完全な目録も存在しない。本稿では、山梨県立図書館の二〇〇六年段階の蔵書目録の中から、書名が『市町村名』史（誌）であるものを市町村史とし、それが複数巻ある場合には、一つの市町村が連続性をもって刊行したものをまとめて一件として数えた。近年の合併により市町村史と同様のタイトルで閉町（村）記念誌を刊行する例もいくつかあったが、内容は町（村）勢要覧のようなものであったためここでは除外した。二度修史事業を行なった市町村が八つあったため、対象となる件数は六九である（表1）。

2 山梨県の恩賜林（山梨県恩賜県有財産）について

山梨県の県有林は、県内森林面積のうちの四六パーセント、県土全体の三五パーセントを占めている。^④都道府県有林は、林業経営の模範を示すために発足したものが多く、所有規模は一般的に小さいのだが、山梨県では恩賜林がその基盤となっているために、県有林の比率が例外的に高い。なお、現在の県有林には恩賜林起源でなく買い受けによるものも含まれるし、恩賜林であっても後に県から地元に払い下げたものや、下賜前後に水源涵養林として所有権を県外の水道局に売却

市町村史 (69件)

No.038	竜王町	竜王町史	—	1976
No.039	敷島町	敷島町誌	588	1966
No.040	玉穂町	玉穂町誌	—	1997
No.041	昭和町	昭和町誌	—	1990
No.042	田富町	田富町誌	1014-1018	1981
No.043	八田村	八田村誌	—	1972
No.044	白根町	白根町誌	644	1969
No.045	芦安村	芦安村誌	380	1994
No.046	若草町	若草町誌	443-445, 899	1990
No.047	櫛形町	櫛形町誌	881-882	1966
No.048	甲西町	甲西町誌	982-984	1973
No.049	双葉町	双葉町誌	660-661, 802	1977
No.050	明野村 (1)	明野村誌	837-838	1963
No.051	明野村 (2)	新装明野村誌	本誌編 1154-1156, 1164-1167	1996
No.052	須玉町 (1)	須玉町誌	—	1975
No.053	須玉町 (2)	須玉町史	通史編第2巻	2001
No.054	高根町	高根町誌	下巻 141-145	1989
No.055	長坂町	長坂町誌	下巻 226-236	1990
No.056	大泉村	大泉村誌	上巻 1083	1989
No.057	小淵沢町	小淵沢町誌	下巻 153-154	1983
No.058	白州町	白州町誌	1204	1986
No.059	武川村	武川村誌	上巻 608-610, 1063-1066	1986
No.060	秋山村	秋山村誌	502-503	1992
—	道志村	—	—	—
No.061	西桂町	西桂町誌	本誌編Ⅱ 31-35	2003
No.062	忍野村	忍野村誌	第2巻 748-758, 835-844	1989
No.063	山中湖村	山中湖村史	第5巻	1997
No.064	河口湖町	河口湖町史	—	1966
No.065	勝山村	勝山村史	上巻 946-948	1999
—	足和田村	—	—	—
No.066	鳴沢村	鳴沢村誌	第1巻 579-588	1988
No.067	上野原町 (1)	上野原町誌	—	1955
No.068	上野原町 (2)	上野原町誌	下巻 1225	1975
—	小菅村	—	—	—
No.069	丹波山村	丹波山村誌	—	1981

表1 対象とした

資料番号	市町村名	書名	恩賜林記述のある箇所（巻，頁）	刊行年
No.001	甲府市（１）	甲府市史 市制施行以後	—	1964
No.002	甲府市（２）	甲府市史	通史編第３巻 62-63, 401-402	1990
No.003	富士吉田市（１）	富士吉田市史 行政編	上巻 668, 下巻 329	1972
No.004	富士吉田市（２）	富士吉田市史	通史編第３巻 153-157, 343-348, 501-502	1999
No.005	塩山市	塩山市史	通史編 下巻 165-174	1998
No.006	都留市	都留市史	—	1996
No.007	山梨市（１）	山梨市誌 行政編	—	1985
No.008	山梨市（２）	山梨市史	—	—
No.009	大月市	大月市史	通史編 818	1978
No.010	韭崎市	韭崎市誌	中巻 362-363	1978
No.011	春日居町	春日居町誌	352-354	1988
No.012	牧丘町	牧丘町誌	873-876	1980
No.013	三富村	三富村誌	—	1996
No.014	勝沼町	勝沼町誌	509-510	1962
No.015	大和村	大和村誌	—	1996
No.016	石和町	石和町誌	第１巻 1123-1142	1987
No.017	御坂町	御坂町誌 本誌編	793-795	1971
No.018	一宮町	一宮町誌	929-930	1967
No.019	八代町	八代町誌	上巻 1376-1390	1975
No.020	境川村	境川村誌	580-581	1978
No.021	中道町	中道町史	上巻 1061-1072, 下巻 230-232	1975-76
No.022	芦川村	芦川村誌	上巻 545-554	1992
No.023	豊富村	豊富村誌	—	2000
No.024	上九一色村	上九一色村誌	1030-1033	1985
No.025	三珠町	三珠町誌	736-738	1980
No.026	市川大門町	市川大門町誌	327-329	1967
No.027	六郷町	六郷町誌	844	1982
No.028	下部町	下部町誌	458-472, 1016, 1577-1578	1981
No.029	増穂町	増穂町誌	上巻 950-951	1977
No.030	鯉沢町（１）	鯉沢町誌	—	1959
No.031	鯉沢町（２）	鯉沢町誌	上巻 625-630	1996
No.032	中富町	中富町誌	836-837	1971
No.033	早川町	早川町誌	966	1980
No.034	身延町	身延町誌	519	1970
No.035	南部町（１）	南部町誌	470-471	1964
No.036	南部町（２）	南部町誌	下巻 221	1999
No.037	富沢町	富沢町誌	下巻 102-109	2002

したものもある。そのため恩賜林と県有林の範囲は完全に一致するものではない。しかし山梨県内でも「県有林」と「恩賜林」とは厳密に使い分けられてはおらず、本稿も両方の語を「山梨県恩賜県有財産」を指すものとして区別なく用いる。以下では、恩賜県有財産創設に至るまでの明治期の林政の経過について、『山梨県恩賜県有財産御下賜九十周年記念誌』^⑥を主に参照しながら述べる。

① 所有権の確定と移転

明治政府は、一八六九年の版籍奉還に際して、従前から幕府領であったことが歴然としている県内の御林・御巢鷹山など約二万三、〇〇〇町歩をすべて官林に編入した。続いて、社寺領山林約一万町歩も一八七〇年に上地して官林とし、一八七八年にはこれらの官林約三万三、〇〇〇町歩はすべて官有地に編入された。所有の確認に手間がかかるためひとまず官民有区分未定地とされていた旧小物成地も、一八八一年にはそのほとんどが官有地と決定された。台帳面積三五万二、八〇八町九段五畝一三步の旧小物成地のうち民有地に編入されたのはわずか三、三八五町二段一八歩にすぎず、その九九パーセントまでが官有地とされたことになる。

内務省から各府県への通達（乙第六号、一八八一年）により、官有地と確定された土地で林相をなすものはすべて官林に編入されることとなり、山梨県では一八八八年に実施された。同年の閣令第四号により、県内の官林のすべては農商務省松本大林区署の所管とされた。林相をなさない官有原野については、山梨県の所管であった。

国会開設を目前としたこの時期、明治政府による官林の確保と同時に、皇室財産の創設も急がれていた。皇室財産の基礎を確立するため、大面積の官林、官有山林、及び官有鉾山等を御料に編入することが決定し、一八八五年一二月、帝室一般の財産を管理するために宮内省中に御料局が創設された。^⑦御料局は、一八八七年より農商務省山林局と協力して官林の中から皇室財産に編入すべき部分の調査を行なった。山梨県からは一八八九年に県内の官林・官有山林原野のすべて、

四一万二、五七九町歩が御料地に編入され、御料局静岡支庁の管理に属することとなった。^⑧

② 旧小物成地の利用と所有をめぐる「官民の摩擦」

官有地、官林、御料地となったことにより、地元入会住民が旧小物成地を利用するには、その都度利用手続きを行ない、所有者から草木の払い下げを受けることとされた。一八八三年に布達された「官有山林原野草木払下条規」（甲第二号）は、（一）山林原野のうち、従前一村または数村が入会し樹木芝草を伐刈した慣行があり、これを許さなければ生計上困難を招くおそれのあるものは、樹木は二十カ年、芝草は五カ年以内の年期を定め、相当代価をもって払下を許可する。（二）その許可を受けた村落は、その山野樹木の繁殖保護および盗伐・火災取締の責任を負うこと、と規定した。御料地時代にも、一八九〇年に山梨県布告第八十三号をもって「御料地草木払下規則」ならびに「同施行細目」が發布された。これは、（一）前条規では有期とされていた住民の草木の払下を永世毎年の払下とすること、（二）従前入会慣行のある村または村々を団結させて、御料地入会団体として認め、御料地保護の責任主体とすることなどを規定したものである。これら諸規則が發布されたが、入会住民はその手続きの複雑さを嫌い、盗伐や濫伐、放火を繰り返す状況であった。これらを取り締まるために、山梨県では一九一〇年に全国に類例のない林野警察制度が設けられた（一九四六年十月廃止）。

県も、政府や御料局に対し折衝を行なっている。例えば一八九七年には貴衆両院議長・内務・農商務両省・宮内大臣あてに請願を行なった。その要旨は、（一）従来民有の実績および証左のある山林原野等で誤って官林に編入されたものは民有に戻す方針を取ること、（二）沿河の官林で治水上の防備に必要な箇所は堤塘保護附属林として県に下付すること等を望むというものであった。

一八九八年、県下は大洪水をこうむったが、住民はこれを御料局が林政を誤り、濫伐の末に林地が荒廃したためであるとし、御料局に対して適当な処分を求めた。御料局長は、入会御料地は民有に下げ戻すべきでないとしながらも、御料局

において林業を施し経済の道をたてることは入会の関係上到底困難なので、むしろ売却することが得策であるとして、一八九九年山梨県知事に有償払下の方針で内議に及んだ。しかし、その価格をめぐって両者は合意に至らず、話は進展しなかった。また一九〇二年には、県知事が検討の結果を、御料林全部払下、現状維持、部分無償下付、部分廉価払下の四案にまとめ、御料局の決定を促した。県は第三案を最良の方法とし、数次にわたり御料局と折衝を進めたが、ここでも合意を見るに至らなかった。

一九〇六年六月、宮内大臣は山梨県知事に令達し、山梨県入会御料地のうち無立木地、これに準ずべき立木稀少の林地および一〇〇町歩未満の点在地を、相当代価で入会団体に払い下げること等の方針を示した。これに基づき御料局は「山梨県入会御料地特売規定」を定め、同年十一月山梨県告示第二三四号をもってこれを発布した。この特売規定に従って一九〇七年六月三十日の期限までに県内の入会団体が払下願書を提出したのは、筆数二、四九二、見込み面積一六万余町歩についてであった。しかし、出願払下価格が御料局の算定する価格よりきわめて低廉であったために、払下の許可を得たものは九〇〇町歩に満たなかった。官有地・官林時代にも随時県内各地の村落で入会林野の地盤払下請願が行なわれているが、実際に許可されたものは少ない。

③ 明治四十年、四十三年の大水害と御料地下賜

明治末、山梨県は二つの大水害に見舞われる。現在でも、山梨県近代史上最大の水害として語られる、明治四十年（一九〇七）・四十三年（一九一〇）の大水害である。『山梨県水害史』^⑨は、明治四十年八月の水害の被害の大きさを以下のよう

記す。

紀元二千五百六十七年（明治四十年）嗚呼之我山梨県に於て建国以来未曾有の大洪水を見たる歳にして、五十余万の生民が挙げて死地に陥ありたる大厄年也 大小諸川は悉く氾濫し、加ふるに山岳の崩壊は其数を知らず、田畑作物の流亡浸水は言ふも更に、人

畜の死傷夥ただしく、天地為に叫喚の聲に揺がんばかり、嗚呼明治四十年秋八月、今之を思ふだに戦慄す

この水害を受けて、同年九月超党派の県民大会が開かれ、各河川の大改修、荒廃した山林の整理、被災民の救済方法の企画、政府・国会に対する特別補助の請求、治水の大方針確立等を満場一致で決議し、十二月には西園寺首相に堤防・道路の復旧のための国庫補助と河川改良工事の実行とを要望した。

一九一〇年五月、内務省技師・近藤仙太郎、農商務省技師・松波秀実、帝室林野管理局技師・江崎政忠が顧問に委嘱され、臨時林野調査が行なわれた。この調査顧問会の協定事項として、入会御料地の処分は（一）無立木地、立木稀少の地および面積一〇〇町歩未満の土地はすみやかに払下をうける運びをなすこと、（二）前号によりがたいものや大面積のものは土地分譲、償金下付、収益分収の方法等により処分をうけること、（三）入会団体において異議のない場合は、県において払下を受ける道を講ずること、が定められた。

このように御料地処分に向けて取り組まれていたところ、同年八月に再び大水害に襲われた。『山梨県林政誌』^⑩には、この明治四十三年の水害による県内各地の被害が次のように記されている。

御岳には崩壊起こりて十余人の死者を出し甲府市は荒川氾濫の為市内戸数三分の一浸水して水上の都と化せり、韭崎地方は堤防決壊して濁水停車場を突き線路を洗い汽車を通せざること十数日に達せり、その他鯉沢地方は富士川横溢して町内致処浸水を見ざるなく一段高所に位置せる警察署の如き窓より出入りを為し救護の舟は市街を往来するに至れり、郡内地方にては笹子川暴漲して人家を流失し鉄道線路を破壊し河口湖も亦氾濫して四周一面の満水となり停滞数月に亘る

同月、県民大会が開催され、再び水害からの復旧と新たな水害の防止に取り組む決議がなされたが、この時はじめて御料林の払下でなく還付が要求の前面に掲げられた。九月には大会実行委員が上京して、宮内大臣に御料林の還付を請願した。県議会もこの動きに呼応して、山林の荒廃を復旧するためには入会御料地を無償で下付を受け、県自ら極力経営の実を挙げることにありとして、十一月に「御料地無償還付に関する意見書」を内務大臣に提出した。これが、建議・請願・

意見書の最後のものとなった。

四十三年水害の翌年、宮内大臣から内閣総理大臣宛に以下のような「御沙汰書」が出された。

山梨県管内累年水害ヲ被り地方ノ民力其ノ救治ニ堪ヘサル趣憫然ニ被 思食特別ヲ以テ帝室林野管理局甲府支庁所轄御料地ノ内段別式拾九万八千貳百参町七反七畝拾五歩ヲ山梨県県有財産トシテ下賜候條善後経営ノ策国土保安ノ途相立テサセ 恩旨貫徹候様処理スヘキ旨御沙汰被為在此段伝宣候也

明治四十四年三月十一日

宮内大臣子爵 渡辺 千秋

内閣総理大臣侯爵 桂 太郎殿

これは、水害で疲弊した民力を救治するために、明治天皇が特別の思召しをもって、山梨県内入会御料地、すなわち近世の入会山に起源をもつ御料地を山梨県県有財産として無償下賜することを決定したから、国土保安に役立てるよう取り計らうようにと通知したものである。これが「山梨県恩賜県有財産」、通称「恩賜林」と呼ばれるもので、現在の県有林の基盤である。ただし実測面積は台帳面積を大きく下回り、一四万九、七四〇町歩であった。

- ① 『山梨県史』、山梨県立図書館、一九五八―一九六五年、全八巻。
- ② 二〇〇六年四月現在、資料編二冊、通史編四冊、民俗編一冊、文化財編一冊が刊行済み。ほか（概説編一冊と通史編二冊が未刊）。
- ③ 二〇〇三年から二〇〇六年にかけて市町村が大幅に再編された結果、二〇〇六年九月には一三市一五町村となった。また、二〇〇二年段階で既に消滅していた町村については、古いものほど史誌の確定が困難になるため、ここでは取り上げなかった。
- ④ 『やまなしの県有林』、山梨県、二〇〇〇年。
- ⑤ 現在、東京都水道局が管理している多摩川上流の水源林（山梨県丹波山村、小菅村、塩山市と、東京都奥多摩町に所在）は一九一〇年から一九一三年にかけて成立、また横浜市水道局が管理する道志川上流の水源林（道志村所在）は一九一六年に成立した。（泉 桂子「近代水源林の誕生とその軌跡―森林と都市の環境史」、東京大学学術出版会、二〇〇四年、二三頁）
- ⑥ 『山梨県恩賜県有財産御下賜九十周年記念誌』、山梨県、二〇〇二年。以下、断りのない箇所は一六―三五頁の参照による。
- ⑦ 御料局は一九〇八年には宮内省外部局・帝室林野管理局に、一九二四年には帝室林野局と改称した。（『帝室林野局五〇年史』、帝室林野

局、一九三九年、一〇一〇頁。）

⑧ 山梨県と同時期の御料地編入には、一八八九年に授受が行なわれた、神奈川県の官林及び官有山林原野二万五、二七六町歩、静岡県同二万一八〇町歩、長野県同一四万四、九二七町歩、愛知県同七万六、二六町歩、岐阜県同一五万八、三九五町歩などがある。（前掲注⑦二八〇～二八五頁。）

⑨ 早川文太郎・須田宇十『山梨県水害史』、山梨県水害史発行所、一九一一年、一五四頁。

⑩ 『山梨県林政誌』、山梨県、一九三二年、一〇頁。

第二章 御料地下賜の評価

1 市町村史における恩賜林記述

近世の入会山は、明治期に官有地、官林、御料地、山梨県恩賜県有財産へとその名称と所有者を変えていく。前章で追っただけでも、この間には入会や治山治水の問題をめぐって、住民・山梨県・御料局・国のあいだでさまざまな動きがあった。これらの出来事は、市町村史にどのように描かれているだろうか。

御料地下賜のきっかけとなった明治四十年・四十三年の大水害は、県内の広い範囲に大きな被害を与えたことから忘れてはならない大惨事として、多くの市町村史に記載のある出来事であるし、恩賜林も県内のほとんどの市町村に所在する。しかし、淡々とその経過を述べるもののほかには、市町村史によって評価や書き方に幅がある。例えば、『新装明野村誌』^⑪には、次のように書かれている。

入会御料地は山林原野の官民有区分以来いろいろの経過はあったが、明治四十四年、明治天皇は特別の思召しをもって、山梨県下

⑪ 山梨県と同じような御料地の下賜は、一九三一年に神奈川県に対しても行なわれている。これは、関東大震災により林地が崩壊し経営の見込みが立たなくなったこと、治水や産業上地元との関係が深いことを理由に、丹沢山、玄倉岡御料地ならびに中川御料地の一部、合計七、五四四町歩と、県の希望による箱根方面の他の三つの御料地合計八一町歩とを県有財産として神奈川県に下賜したものである（前掲注⑦三〇五～三〇六頁）。しかし、規模では山梨県の恩賜林には及ばない。

⑫ 前掲注⑩、二二四頁。

の入会御料地全部を本県に県有財産として御下賜になられた。御下賜のお考えは御沙汰書に明らかなように、本県が累年水害を被り、民力が非常に衰えて救いたいまでになった。その窮状をお聞きになられ、県民を哀れみ下されたものであって、県民等しくこの御下賜の恩召しに深く感謝した。

ここでは、御料地の下賜は水害で疲弊した県民を救済するために特別に行なわれたものとされている。このように「御沙汰書」の内容をそのまま受け取り、それに対する感謝を表すものを、救済タイプと呼ぶことにする。下賜の翌年に刊行された『西八代郡誌』^②も、このタイプである。一九五〇年代に刊行された二件には御料地下賜に関する記述はなかったが、一九六〇年代刊行の市町村史一〇件のうち、評価の読み取れる四件すべてが救済タイプであった。

これに対し、一九七〇年代から異なるタイプが出現し始める。一九七一年刊行の『御坂町誌』^⑤は、御料地下賜が水害で荒廃していた旧村に復興の灯を掲げたとしながらも、すでにその前年八月にひらかれた県民大会で、「御料林の還付を請願すること」が県下治水の急務として決議されていることや、このような御料林下戻運動は、すでに四十年の水害以前からいけば山梨県民の悲願としてくりかえし入会民や県によって推進されていたことを見落としてはならないという。またその背景として、村持ちの林野と信じていた入会山が、地租改正に際して官民有区分未定地、続いて官有地、御料地となったことへの入会民の反感を記述する。

入会山はもはや「取り上げられた山」であり、権益もわずか、ましてや愛林思想など持ちようもない入会民にしてみれば、むしろ当然の成行きとでもいいたところであつたろう。政府はこれに無策であり、こうして「治山」がまったく顧みられなかった結果が、山梨県に大損失をもたらす四十年、四十三年の水害だったのである。

また、一九八七年刊行の『石和町誌』^⑥も、下賜は「入会林野を官有林に編入して以来の林政の失敗を原因とする大水害の連続」により、入会林野の有償払下げを一貫して主張してきた御料局が大幅な譲歩をせざるを得なくなったためであり、県民大会における御料林無償還付請願決議、県会による意見書提出などに押されて決定したとする。

表2 市町村史の恩賜林記述件数

	1950年代	1960年代	1970年代	1980年代	1990年代	2000年代	計
救済タイプ	0	4	9	8	3	1	25
抵抗タイプ	0	0	3	5	8	1	17
評価なし ^{※1}	0	4	2	2	1	0	9
下賜前まで ^{※2}	0	0	0	1	2	1	4
記述なし ^{※3}	2	2	3	2	5	1	15
計	2	10	17	18	19	4	70

市町村史の読み取りにより作成。

※1 恩賜林についての評価が見られないもの

※2 下賜の前までしか記述のないもの

※3 恩賜林記述がまったくないもの

これらは、官民有区分以来の林政を批判的に捉え、下賜は明治天皇の降つて湧いたような思ひ召しによるものではなく、入会住民や県民、県の強い抵抗と要求によるものとしている。これらのように、「御沙汰書」に書かれているような救済の思ひ召しは建前であり、実際には入会住民の抵抗に屈して下賜がなされたとするものを、抵抗タイプと呼ぶ。

表2は、表1に示した市町村史における恩賜林記述のタイプを、年代ごとに数え、整理したものである。^⑦これによると、一九七〇年代に登場した当初少数であった抵抗タイプはその後増え、一九九〇年代にはついに救済タイプの方が少数となった。

2 参照されたテキスト

以上のように、下賜の評価は救済タイプと抵抗タイプとでまったく異なっているが、その背景として、恩賜林の創設について正反対の記憶の仕方が県内に混在している可能性が高い。そこで次に、救済・抵抗両タイプの記憶が表れた県内の他のテキストを探した。

救済タイプについては、前述のように下賜の翌年に刊行された『西八代郡誌』にすでに現れていた。戦後刊行された市町村史にも、全件数に対する割合は縮小傾向にあるものの、一九六〇年代から二〇〇〇年代まで継続して見られる。山梨県内でこれらの参照先を探すことはたやすい。図1は甲府駅北側から

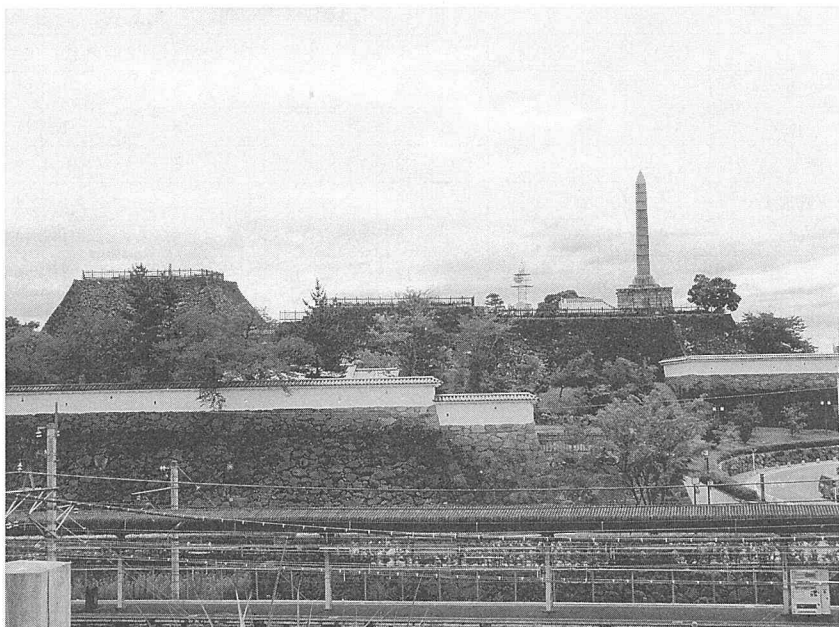


図1 舞鶴城趾公園と謝恩碑（2007年7月 筆者撮影）

ホームをはさんで見た、舞鶴城趾である。石垣と復元された櫓だけが城跡らしい景観を示す公園内に、ひととき高くそびえるオペリスク型の塔がある。これは、御料地下賜に対する感謝を表すために一九二〇年に県が建設した「謝恩碑」^⑧である。そこには建設当時の山梨県知事・山脇春樹による碑文が刻まれているが、それを現代語訳したものは現在碑の前にパネルで表示されているし、また下賜の事情をよく表しているとして県のホームページ^⑨にも掲載されている。その内容は、明治天皇は度重なる水害に悩んでいた山梨県の復興のために、御料地を県の財産として与えた。県民はこぞって感激し、森林愛護の精神を強め、また度重なった水害の悲惨さを思い起こしてはおそれないものはなかった、というものである。

一九一二年三月、県は御沙汰書の出された三月十一日を記念日とし、毎年この日に各学校に生徒や職員を集めて校長や教員から下賜の「聖恩」についての講話を、また県からは技官を派遣し林業上に関する講話をさせることとした。これにより「皇恩の洪大なる事」が県民に教えられたという。一九一七年三月には式次第が定められ、

以後これに従って記念行事を行なうよう、各役所や学校に通牒された。式次第では、御沙汰書を奉読することや、以下の「恩賜林記念日の歌」^⑩（一九一七年制定）を歌うこととされた。

（一）山崩う水はさかまきて、うまし田畑をおしながし、移ろひかはる国原や、しげる民草いろあせぬ

（二）みめぐみ深き大君の、御心いたく悩まされ、御料の林いと沢に、下し給ひしかしこさよ

（三）青垣山の色深き、甲斐の食国ゆるぎなく、栄ゆる御代の千代八千代、君のみめぐみ仰ぐかな

戦後、小中学校での下賜記念行事は行なわれなくなったが、現在も謝恩碑の前などで恩賜林下賜記念式典が県の公式行事として行なわれており、県関係者や林業関係者らが出席している。また児童生徒に対しては、県内の小学五年生全員に『くらしと森林』^⑫という社会科の副教材が配布され、この中でも謝恩碑から救済の記憶が語り起こされている。

恩賜林の沿革を記述した県の刊行物としては、『山梨県恩賜県有財産御下賜○周年記念誌』（以下、『○周年下賜記念誌』）がある。これは恩賜林の沿革、現在の管理状況などをまとめたもので、下賜四十周年から十年ごとに刊行され、救済タイプの市町村史に取り入れられている。救済タイプのテキストは、下賜当時から現在に至るまで県によって多数生産されており、県の公式な見解と見ることができる。

次に抵抗タイプについて、例えば『忍野村誌』^⑪の記述は以下のようである。

長い間にわたる下からの入会民による公然たる抵抗と、下戻運動、それに三〇年ごろからはじまる県会による請願、一方、入会御料地の合理的経営にゆきずまっていた御料局は、一歩づつ後退を余儀なくされていく。明治末期におきた山梨県下の二度の大水害、累年水災をこうむり、民力これが救治に堪えざるの窮状下にある県民を、あわれませ給うの聖慮は、ちょうどこの時期に下賜された。

『山梨の百年』^⑮・『山梨県の歴史』^⑯にはこの記述とはほぼ同じものが見え、『忍野村誌』がこれらの郷土史研究書を参照したのは疑いない。『山梨の百年』は、佐藤森三、上野晴朗、飯田文弥の三人の著名な郷土史研究者によるもので、一九六

七年からNHK甲府放送局で放送された同名のテレビ番組の内容を書籍化したものである。当時、明治改元から百年を迎えるにあたって、政府は「明治百年」を振り返り記念する国家的キャンペーンを推進していた。実際に、日本各地では地方自治体によって記念式典や記念出版などが行なわれたが、歴史学関係の五十四学会は国家事業としての記念祭に対し批判声明を発表していた。『山梨の百年』も、明治百年を記念する記念番組として放送されたものではあるが、著者三人は「明治百年を、ただ明治がすばらしかったといってお祭りをし、それを現体制擁護に結びつけるなら、それはナンセンス」^⑦だという態度をとり、明治期の県令による入会山の総官有地化に端を発する収奪過程を批判的に捉え、御料地の下賜も「聖慮」によるものとはしない。

抵抗タイプが最初に現れた『御坂町誌』には、監修者として上野が関わっている。『御坂町誌』は、『山梨の百年』の成果が上野を通じて取り入れられたものといえよう。ただし、上野や佐藤、飯田らが編纂に関わった市町村史のすべてが、抵抗タイプであるとは限らない。上野に関して言えば、編纂や指導などで関与が確認できる九件の市町村史のうち、淡々とした記述が二件^⑧、救済タイプが六件、抵抗タイプが二件^⑨であった。

御料地下賜当時に直接知る世代の人が市町村史を執筆したり、あるいはその体験談・証言が市町村史に採録されている可能性も考えられるが、本文からそれが読み取れるものはなかった。下賜当時から敗戦前の間のいつを指すのかは判然としないが、執筆者自身の経験から叙述している可能性が高いものとして、抵抗タイプの『長坂町誌』^⑩がある。そこでは、戦前に小中学校で行なわれた記念行事の訓話は、小学生の納得できるような道理ではなかったと回顧されている。

八ヶ岳山麓の恩賜林は七七〇〇ヘクタールである。この御料地の全部をこ下賜になったということが、どれほどありがたいのか、当時の小学生にはわからなかった。山は昔からそこにあり山に入って薪をとり草刈りもした。それなのに御料地を山梨県でもらい受けて、それがどうしてありがたいのだろうかと、幼な心をいためたものだった。……「山梨県はおこずかいをもらったのだ」と教えてもらえば幼な心を傷めずにすんだのに、教育のあり方にも注文をつけたい。

これまで、県の刊行物に抵抗タイプのものは見られなかったが、新しい県史では、下賜にいたるまでの諸問題や、下賜当時に県が行なった謝恩事業に対し県民のあいだに疑問や不満があったことなども記述し、当時の県政を批判的に捉えている。例えば南都留郡瑞穂村（現富士吉田市）村長・渡辺瑤美は、山脇春樹知事宛ての伺い書で、「恩賜の恩恵」を県吏が唱導しても関係村民はまったく感じず、「夫れ恩賜にあらずして怨恨なりとの怨嗟の声」がしきりに聞かれるといい、御料林当時よりも県の草木採取集管理が厳しくなると町村民が感じている状況で、小学校で児童にことさらに「恩賜の恩恵」を強調すれば、児童と父兄の感情が矛盾し教育への不信が生ずることにならないかと憂えていたという。^⑭ 今後の市町村史編纂には、このような県史の記述も参照される可能性がある。

- ① 『新装明野村誌 本誌編』、新装明野村誌編纂委員会、明野村、一九九六年、一一六頁。
- ② 『西八代郡誌』、山梨県西八代郡役所、一九二二年、一一頁。
- ③ 『上野原町誌』(表1 資料番号No.067)、『蜷沢町誌』(No.030)。
- ④ 『明野村誌』(No.050)、『南部町誌』(No.035)、『二宮町誌』(No.018)、『市川大門町誌』(No.026)。
- ⑤ 『御坂町誌 本誌編』、御坂町誌編纂委員会、御坂町、一九七一年、七九四～七九五頁。
- ⑥ 『石和町誌 第一巻』、石和町誌編さん委員会、石和町、一九八七年、一一四二頁。
- ⑦ 表1にあげた六九件のうち、新しい『山梨市史』(No.008)にはまだ史料編、文化財・社寺編、民俗編しかなかったため、表2では数えていない。一件の市町村史のうちに恩賜林記述が複数見られるものもあるが、救済と抵抗の相反する記述タイプがあった『若草町誌』(No.046)と『中道町史』(No.021)についてのみそれぞれ一件とし、救済・抵抗の両方に数えた。そのため総数は七〇件である。刊行年代は恩賜林記述のあった(または他の記述内容・対象時期から見て恩賜林記述があつてしるべき)巻のもの。
- ⑧ 碑の建設は、一九一七年から一九二〇年まで三か年、九万九、五一八円を費やして行なわれた。碑の高さは約一八、二メートルである。山梨県「恩賜林について」<http://www.pref.yamanashi.jp/retinal/sinkan-som/2510783296.html> (二〇〇七年十月十八日確認)
- ⑨ 前掲注⑧
- ⑩ 『大正山梨県誌』、佐藤源太郎、一九二七年、二二〇頁。
- ⑪ 一章注⑩、三三二～三三三頁。
- ⑫ 『くらしと森林』、山梨県緑化推進機構、二〇〇五年、九頁。改定されるたびに県有林に関する記述も変更が加えられているが、ここでは山梨県緑化推進機構と山梨県、山梨県教育委員会、山梨県森林土木コンサルタントの共著による、二〇〇五年版を参照した。
- ⑬ 四十周年から順に、一九五二年、一九六一年、一九七一年、一九八一年、一九九一年、二〇〇二年の刊行。それ以前には、下賜二十五周年を記念して刊行された『山梨県恩賜県有財産沿革誌』、山梨県、一九三六年もある。
- ⑭ 『忍野村誌 第二巻』、忍野村、一九八九年、七五七頁。

⑮ 佐藤森三・上野晴朗・飯田文弥『山梨の百年』、NHKサービスセンター甲府支所、一九六八年、二五二頁。

⑯ 磯貝正義・飯田文弥『山梨県の歴史（県史シリーズ一九）』、山川出版社、一九七三年、二四五頁。

⑰ 前掲注⑮、四二二頁。

⑱ 『勝沼町誌』（No.014）、『白根町誌』（No.04）。

⑲ 『明野村誌』（No.050）、『南部町誌』（No.035）、『二宮町誌』（No.018）、

『八代町誌』（No.019）、『新装明野村誌』（No.051）、『中道町史 下巻』（No.021）。

⑳ 『御坂町誌』（No.017）、『中道町史 上巻』（No.021）。

㉑ 『長坂町誌 下巻』、長坂町誌編纂委員会、長坂町、一九九〇年、二二六～二二七頁。

㉒ 二二六～二二七頁。

『山梨県史 通史編五 近現代一』、山梨県、二〇〇五年、四〇九頁。

第三章 恩賜林保護地域における記憶と共同体

ここで、恩賜県有財産保護団体（以下、保護団体）について述べておく。下賜後は、御料地時代にその全部または一部が草木の払下げを受けた慣行をもつ町村、つまり官民有区分まで入会をしていた村々が、下賜当時の町村ごとに保護団体として組織された。同一の恩賜林に対し数町村が払下げ慣行をもつ場合は、事務を共同処理するため町村組合を組織することとされた。一九一二年制定の「山梨県恩賜県有財産管理規則」^①により、保護団体には、火災予防や消防、盗伐防止、有害動物の予防・駆除、境界標の保存、稚樹の保育、看守人の設置、入山管理などの責任が課されたが、その代償として恩賜林の樹木を売り払うたびに交付金が支給されるほか、林産物の払下を受けられる。こうして恩賜林の維持管理と利用がそれぞれの地域の保護団体により行なわれてきた。

大部分の保護団体は一九一二年に設立され、市町村合併に伴い名称や法律上の形を変えながらも、現在までその多くが存続している。^②従来の保護団体の組織は市町村及び市町村組合のみだったが、一九五三年以降推進された市町村合併に伴い、従来の別々の保護団体どうしが同一の市町村に合併された場合は、これを地方自治法第二九四条に基づき財産区とした。保護団体数は、二〇〇一年時点で市町村単独のものが一五、財産区形態のものが八二、組合形態のものが六二で、計一五九である。^③これには昭和町・玉穂町・竜王町、^④丹波山村・道志村、^⑤六郷町を除いたすべての市町村が関係している。^⑥

関係保護団体数が最も多いのは葦崎市で、葦崎市内に恩賜林保護区域をもつ二団体と、市外に保護区域をもつ六団体とに關係している^⑦。このように、恩賜林の管理は旧来からの入会の状況に基づいているため、保護区域や關係する共同体の範圍も、現在の市町村とは大きく異なる。

そこで、市町村ではなく保護団体に關係する地域を一つの単位とし、二つの保護団体を事例としてとりあげ、救済タイプ・抵抗タイプそれぞれに表現された御料地下賜の記憶が地域の共同体とどのように關係しているのかを見ていきたい。

1 救済タイプ 念場ヶ原の場合

一つ目の事例とする保護団体は、県北部の高根町（現北杜市）の一部、念場ヶ原山恩賜林保護財産区（以下、念場ヶ原財産区）である。その保護区域は、標高一、〇〇〇メートル以北の清里高原を中心として赤岳山頂の二、八九八メートルに及び、二〇〇一年時点での面積は一、四〇八ヘクタールである^⑧。以下、念場ヶ原財産区の保護区域とその周辺地域を「念場ヶ原」と呼ぶ。清里高原には、戦後にゴルフ場や観光牧場、別荘、学校寮が数多く立地するようになり、現在では八ヶ岳南麓観光地域の中心となっている。

『高根町誌』^⑨は、下賜について救済タイプの書き方をしている。恩賜林成立までの歴史について、『下賜記念誌』をそのまま引用した箇所もあるが、以下のような町誌独自の記述もある。

県土の約三割を占め、県民の貴重な財産である恩賜林は、ご下賜から七十六年の歴史を刻んできた。ご下賜当時の水害の惨状に思いをいたし、一貫して県土の保全と森林資源の整備充実を基本理念として、長い間守り育ててきた先人達の幾多の苦勞に感謝をしなければならぬ。……恩賜県有財産は、地域住民や保護団体との協力關係や信頼關係のうえに存在してきた特殊な財産である。

このような歴史的背景を考えると、時代の要請にこたえてこの財産を高度に利用する場合には、地元保護団体の協力を得ることが基本的要件である。

「ここである『時代の要請』とは、一九七三年に県有林に関する規定に加えられた『山梨県恩賜県有財産土地利用条例』に関係している。この条例は、『恩賜県有財産を県の策定する長期開発計画に基づく事業の用に供することにより、恩賜県有財産の公益的機能の拡充と地域社会の振興を図ること』（同条例第一条）を目的として制定されたもので、事業に協力した保護団体には交付金が交付されることになった。

念場ヶ原財産区は、町誌刊行のころ県の開発計画に積極的に協力していた。一九八三年には県有林高度活用事業の第一号として県企業局にゴルフ場等の施設である「丘の公園」用地を提供し、また一九八五年には保健休養施設「清里の森」（一九八四年着工）の管理経営を行なうため、山梨県と共同出資して清里の森管理公社を設立した。^⑩

町誌刊行の前年に念場ヶ原財産区は沿革誌を刊行している。^⑪沿革誌の第一編は高根町の概要と沿革、第二編は恩賜林管理経営、第三編は資料編という構成である。そのうちの第二編は、第一章から第六章までは開発前史として、『下賜記念誌』による「県下の概要」に、「念場ヶ原山の経過」を項目ごとに並置する形式である。続いて第七章「八ヶ岳開発と県有林の高度利用」には、県立自然公園、国定公園、教育林、清泉寮、学校寮、別荘借地などこれまでの念場ヶ原の利用・開発の概要を示し、最後の節に丘の公園、清里の森開発にいたる経過と概要を記す。第八章は、財産区の下部組織についてである。

沿革誌刊行の契機となったのは、丘の公園、清里の森の開発であるが、第二編第七章の中で何度も強調されているのは、県有林高度利用によって地域の入会権が失われることではないということである。例えば、「入会権を確保しつつ開発をはかって行くこととし……」^⑫という記述や、「入会権の永久保証の点について協議し、入会慣行は将来的に尊重されることの結論に達し、開発に協力することに決定した。……町は重ねて土地利用は入会権を失うものではなく、地域開発を行い、その地域に貢献し、ひいては恩賜林会計を潤すことになる」と主張した。^⑬という記述がある。県有林の開発は、地域の伝統的権利である入会権が確保されるという条件によって、先人が美林を育成・保護してきた努力と矛盾しないものとされ

ている。沿革誌に高根町長や山梨県知事が序文を寄せることで、これは財産区・高根町・県の共通の過去認識と考えられる。

『高根町誌』は、保護団体と町、県が県有林開発において協力関係にある念場ヶ原の事情を反映して、先にあげたように「県民」・「先人」・現在の「地域住民」・「保護団体」を調和的な主語として登場させているのである。しかもこの場合の「先人」とは、地域の恩賜林を育ててきた地域住民だけでなく、「県土の保全と森林資源の整備充実」のために県内各地で恩賜林に関わってきた県民まで意味するものである。

2 抵抗タイプ 北富士の場合

もう一つの事例とする保護団体は、県南部の富士吉田市、山中湖村、忍野村おしのむらの一市二村が関係する、富士吉田市外ほか二ヶ村恩賜県有財産保護組合（以下、吉田恩組）である（図2）。組合の管理区域は山中湖より南側の富士北麓である。以下、吉田恩組の保護区域とその周辺地域を「北富士」と呼ぶ。吉田恩組の管理地は、県有地五、八一〇ヘクタール、国有地一、九六五ヘクタール、組合有地四〇二ヘクタールの総計八、一七七ヘクタールで、そのうち四、四〇七ヘクタールが北富士演習場となっている。^⑭これは福地村外四ヶ村恩賜県有財産保護組合（現吉田恩組）の管理していた組合有地や県有地が、一九三六年から一九三八年にかけて旧日本陸軍により強制買収され、陸軍演習場として設置されたものである。戦後は米軍による接収、一九七三年の自衛隊への使用転換を経て、現在陸上自衛隊と米軍の使用に供されている。^⑮

恩賜林について、新版『富士吉田市史』（No.004）と『忍野村誌』（No.062）は抵抗タイプであった。『山中湖村史』（No.063）は叙述する年代やテーマに偏りがあり官民有区分までの記述しかないが、入会権の歴史的存続を確認する意図をもってそれを詳述している。ただし新版『富士吉田市史』は通史のため、官民有区分、御料地と山野の利用、御料地の下賜が頁を隔てて書かれている。また旧版の『富士吉田市史』（No.003）は、演習場問題については詳しいが恩賜林の歴史については

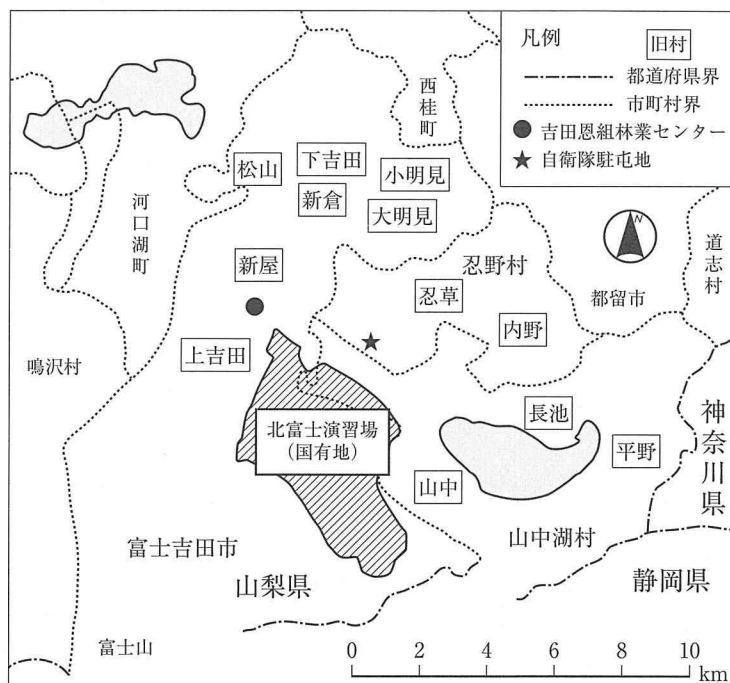


図2 北富士の旧村と演習場

山梨県と静岡県の間は一部境界未定。市町村界・市町村名は2002年時点。北富士演習場の範囲は、旧一か村の火入れによって明らかな、2005年3月2日時点の国有地部分1,904haについて示したが、それに隣接して県有地部分2,398haと公民有地部分297haもある。山梨県「北富士演習場の概要」、https://www.pref.yamanashi.jp/rriertml/kitafuji/6_003.html（2007年10月18日確認）

淡々とした記述であった。

地元は、演習場の使用による林野利用の阻害に対し、戦後になって国に補償を要求したが、その根拠として県に入会慣行の確認を求めている。当初、県は地元の主張を認め後援していた。しかし富士北麓総合開発が県政の新たな中心課題に位置づけられると、元県有地である北富士演習場に入会慣行を認めることは県有地開発に重大な障害をもたらすと予測し、一転して地元の入会慣行を否定するようになった。一九六三年二月、県林務部長は横浜防衛施設局に対し、北富士演習場内県有地に入会慣行は存在しないとの回答を行なった。同年六月二十五日の県議会答弁でも、知事は県有林に入会権・入会慣行はないと宣言している^⑬。

組合関係者に対する林業補償だけでなく、演習場が所在する富士吉田市・山中湖村、自衛隊駐屯地のある忍野村には多額の基地交付金^⑭が支払われ、市村・組合・入会集団間の利害の調節は複雑である。県政転換の際には県有林問題が開発・演習場問題として浮上し、県政選択の指標になっているとさえ言われている^⑮。

このような状況を背景に、吉田恩組は組合の沿革誌として『恩賜林組合史』（全四巻）を刊行しているが、そこでは入会権の存続を示すために、近世期の入会状況から官民有区分、御料地編入、御料地下賜、演習場の設置、現在まで続く基地問題、林業補償の問題などが詳細に記録されている。編纂者は県外から招いた法制史学者の北條 浩だが、彼は『恩賜林組合史』刊行前に、『山中湖村史』の官民有区分に関する巻も編纂している。『恩賜林組合史』は抵抗タイプであり、下賜は「山梨県入会民の抵抗が強いために御料林野経営ができなくなつて御料当局（帝室林野管理局）が手放したのが実相である^⑯」としている。

北富士の入会地については、戦時期に陸軍が強制的に接收して演習場を設けた事情もあり、地元関係者の手から収奪されたものとの認識がうかがえる点で三つの市町村史・『恩賜林組合史』とも共通しているが、『忍野村誌』^⑰の以下の記述は他の史誌とは対立的である。

梨ヶ原一帯の入会権は忍草住民の生活に欠くことの出来ない権利である。これによつて吾々の祖先は忍草の発展を支えてきたのである。そして吾々が必要とする限りこの権益は永久に忍草区民の権益として存続させなければならないが、入会権は、実行によつてのみ存続される権利であるので梨ヶ原一帯の使用収益を如実に実施し続けることである。そのためにも忍草入会住民は、小異を捨てて「入会権擁護の大道につき入会集団全員が一致団結して」その存続に勢力し、この権利を子孫に引継責任を果たさなければならぬ。

「ここでの主語「吾々」とは、『忍草入会住民』^⑱である。忍野村は、忍草・内野の二つの旧村が一八七五年に合併して以来、現在までその区域に大きな変化はないが、両地区の間には民情の齟齬があり、一九一〇年以降に強行された部落有財



図3 恩賜林ふれあい広場 (2006年9月 筆者撮影)

産統一政策が、村の統一をかく乱する要素となったとい^②う。村誌においても内野と忍草の財産は章を分けて別々にその歴史が書かれており、右の引用は「忍草の部」によるものである。忍草は吉田恩組の管理地に権利をもつ「旧一か村」に含まれるが、内野は含まれない。

旧一か村とは、富士吉田市の旧七カ村(小見見・大明見・新倉・下吉田・新屋・松山・上吉田)、山中湖村の旧三カ村(長池・平野・山中)、忍野村の旧一か村(忍草)のことである。吉田恩組によると、近代初頭まで北富士一帯の山林原野は一か村が総有的に利用してきたものであり、この一か村総有入会のかたちは一七三六年に江戸幕府から下された裁許状に公式な起源をもつとい^②う。

富士吉田市上吉田の吉田恩組事務所跡地は、一九九五年に「恩賜林ふれあい広場」として整備されているが、その入り口には吉田恩組の前身「福地村外四ヶ村組合」による「富士御料林入山鑑札」や、旧一か村それぞれの名を記した木の柱などが配置されている(図3)。また、広場の奥に設置された案内板「富士北麓入会の足跡」は、一七三六年の山論裁許によって「一ヶ村住民

みんなの入会地」とされたことから始め、「先人が血と汗で連綿として護り通した尊い入会権を擁護し、後世に伝えていくことは今に生きる我々の重大な責務であります。」という文で締めくくる。この場合の「先人」や「我々」が「一ヶ村住民」であることは言うまでもない。

忍草は梨ヶ原地区の土地に忍草固有の権利があることや、旧一ヶ村の中で数少ない農業集落であることから、自衛隊の演習による入会行為阻害に対する補償金を他の旧村よりも多く受け取るべきであることなどを主張していた。「旧一ヶ村」をその主語とする『恩賜林組合史』は、忍草の単独の権利主張を、旧一ヶ村共有の権利を侵害するものとして厳しく批判する。吉田恩組に関係する各人会集団からも何度も非難の声が上がり、北富士演習場の自衛隊への使用転換をめぐる議論や、林野雑産物補償などの取り決めの場面で複雑な地域内対立を起こし、県や国との交渉が難航する原因の一つとなってきたという。^②

『忍野村誌』本文中の恩賜林記述を見ると、その内実は書名から想定されるような「忍野村民」の共同性を謳うものではないことが分かる。忍野村を構成する忍草・内野の二つの旧村は財産の権利に関しては厳密に区別され、財産の統一に対し根強い抵抗感がうかがえる。さらに忍草については、村域を超えてそれが本来含まれるはずの旧一ヶ村の連合組織とも利害をともしない、独自の共同体を指しているのである。

3 市町村の領域と「記憶の共同体」

ここで、恩賜林叙述と主語について整理を行ないたい。念場ヶ原では、救済タイプの町誌・財産区沿革誌双方において、保護団体・地域住民・県民が利害の一致した調和的主語として描かれていた。『高根町誌』における「先人」とは、その地域に住んできた人々を指すばかりでなく、県内各地で恩賜林に関わってきた県民にまでつながっている。

北富士では、抵抗タイプの特に『忍野村誌』・『恩賜林組合史』において、県民全体といった大きな共同体への志向は見

られず、地元関係者の共同性を強調することに力点が置かれていた。『恩賜林組合史』は、演習場問題に旧一一か村が歩調を合わせて対処すべきことを強調する。そのために幕府の裁許を起源とする旧一一か村の共同体を原点とし、富士吉田市・山中湖村・忍野村の関係をそこへ回帰させようと意図する。

『忍野村誌』では、旧村と現在の忍野村、保護組合に関係する旧一一か村の間にさらに複雑な関係が見られる。忍草区の財産に関する記述箇所では、忍野村のもう一つの旧村である内野区とも、忍草を除いた吉田恩組に関係する旧一〇か村とも一体化を拒む、「忍草入会住民」が実質的な「記憶の共同体」となっていた。

県有林の開発、演習場問題と、地域の事情はそれぞれであるが、念場ヶ原・北富士の両地域では、積極的な理由をもって救済・抵抗それぞれのタイプの叙述をし、それぞれに「記憶の共同体」が設定されていた。次に県内の残りの地域についてみると、『鳴沢村誌』は村民全体を「記憶の共同体」とする例である。

足和田山のすそが南へひと際、張り出した境野。鳴沢村はそこで、西の鳴沢と東の大田和の二大集落に分けられる。ここを八代郡と都留郡の境とする説もあったほどで、鳴沢には八代郡、大田和には都留郡の影響が濃く、方言も微妙に異なる。しかし、両集落の間に、表立った政治的な対立もなく、陰湿な意識のそれも感じられない。むしろ、外からの刺激に対し、両集落は一九一〇年となってすばやく反応する。広大な富士の林野への入会という共通の利害が、暮らしの上で大きな比重を占めているからであろう。……こうして守ってきた入会林野が国に没収されようというのである。……この、全村面積の六八%を占める恩賜林こそ、数百年の入会慣行を続けてきた全村民の共有財産だった。

二つの旧村に「民情の齟齬」があり、財産の共有に抵抗感をもっていたという忍野村とは対照的に、鳴沢村では方言が異なるなど違いをもった二つの集落が、財産を共有しているために団結しているという。また恩賜林は数百年の歴史をもつ「全村民の共有財産」であるとし、村の紐帯として記述する。なお鳴沢村は一八九九年に大嵐村^⑤を分離独立させたあと、現在まで村域に変化はない。

鳴沢村のような例は他の市町村史には見られなかった。恩賜林記述の主語に地名を冠するのも、「忍草入会住民」のほかに「芦川村域の人々」や「勝山村の人々」^⑦だけである。救済タイプ・抵抗タイプともに、多くは下賜前史にはあとを顧みない林野利用によって山林荒廃を招いたり、入会林野の払下を求めたりした主体として「地元住民」や「農民」、「人々」、「山村民」、「入会民」などを、水害・下賜に際しては「県民」を主語としていた。例えば、第二章で引用した救済タイプの『新装明野村誌』は、水害で疲弊していた「県民」を哀れむ明治天皇の特別の思し召しに、「県民」は等しく感謝したとしている。ここから読者が帰すべき対象は、水害経験とそれを機に得られた豊かな森林を共有する「県民共同体」である。抵抗タイプの『石和町誌』は、あとがきに「この町誌を通し町民一人ひとりがこの町とともに生きる喜びを胸に抱き、石和町発展のために積極的に参加しようという心根を育てようと願って」町誌の編纂が企画されたと述べ、町民を共同体成員に組み込む意図がうかがえる。だが恩賜林については、「元来入会林野は先祖代々、県民が受け継ぎ、育ててきたものだ。それを明治政府の都合で官有林に編入したのであるから、旧入会林野が恩賜林として下賜されたというより、再び県民の手に戻ってきたという方が正確であると思う。」^⑧としている。これらから想起される「記憶の共同体」は、市町村住民ではなく実質的には「県民共同体」にまで拡大されている。

これには、恩賜林が「県有財産」だからということや、県の公式見解が「県民共同体」を志向する救済タイプであり、教育の場や謝恩碑等でそれに接する機会が多いことなどが理由としてあろうが、そのほかに入会集落である旧村と恩賜林保護区域、市町村との領域関係が複雑であるため、「市町村民」を主語に恩賜林を記述するのが困難であることも挙げられよう。鳴沢村は、村と旧来の共同体とがスムーズに接続しているために、「全村民」が「記憶の共同体」になり得た例であると思われる。

ただし、新旧の領域の齟齬がすべて「県民」への拡大につながるわけではないことは、市町村領域よりも小さな「記憶の共同体」を想起させる、『忍野村誌』の例が示すとおりである。財産区制度は、市町村より下位の大字、部落に独立の法

人格を認めない建前であった地方行政にとって鬼子的存在として設けられたとも言われる^⑨。それほどまでに、部落有財産の存在は市町村の内部に残る境界線を顕在化させるものでもある。

- ① 一九四九年に「山梨県恩賜県有財産管理条例」と改称。
- ② 『山梨県史 民俗編』、山梨県、二〇〇三年、一七七頁。
- ③ 一章注⑥、六一頁。
- ④ これら三つの町では、一九九〇年のデータでは林野面積が〇。山梨県「山梨県統計データバンク」<http://www.pref.yamanashi.jp/toukei/DB/EDF/DATA/EDFA03000.xls> (二〇〇七年十月十八日確認)
- ⑤ 一章注⑤参照。
- ⑥ ほかに、長野県富士見村が二団体に關係している。
- ⑦ 市町村ごとの關係保護団体数は、一章注⑥、五四一六〇頁より集計した二〇〇一年段階のもの。
- ⑧ 一章注⑥、五八頁。
- ⑨ 『高根町誌 下巻』、高根町、一九八九年、一四三―一四四頁。
- ⑩ 一章注⑥、三二二頁。
- ⑪ 『念場ヶ原山恩賜林保護財産区沿革誌』、念場ヶ原山恩賜林保護財産区沿革誌編集委員会、念場ヶ原山恩賜林保護財産区、一九八八年。
- ⑫ 前掲注⑪、一二九頁。
- ⑬ 前掲注⑪、一三二―一三三頁。
- ⑭ 『新しき森の創造 二〇〇五年富士北麓から 富士吉田市外二ヶ村恩賜県有財産保護組合要覧』、富士吉田市外二ヶ村恩賜県有財産保護組合、二〇〇五年。
- ⑮ 北富士演習場は、各種の部隊訓練及び小銃、機関銃等の実弾射撃訓練に使用されている。使用条件は国と地元との間で締結され、五年ごとに更新される使用協定により定められている。一九九七年度からは米軍第三海兵隊による沖縄県道一〇四号線越え実弾射撃訓練の分散・実施訓練も行なわれている。なお演習場内国有地については、期間を定めて地元関係者の立ち入りが認められている。山梨県「北富士演習場の概要」<http://www.pref.yamanashi.jp/term/kitaaji/6-003.html> (二〇〇七年十月十八日確認)。吉田恩組と旧一・一か村入会組合は、毎年四月に演習場内国有入会地への火入れを行なっている。富士吉田市外二ヶ村恩賜県有財産保護組合「おんしりんの活動」<http://www.onshirin.jp/udou.html> (二〇〇七年十月十八日確認)。
- ⑯ 『山梨県史 通史編六 近現代二』、山梨県、二〇〇六年、六二一―六二二頁。
- ⑰ 一九五七年度から一九八七年度までの基地交付金の交付額は、富士吉田市七億二、六〇九万二、〇〇〇円、山中湖村一億六五二万七、〇〇〇円、忍野村五六七万三、〇〇〇円である。〔山梨百科事典(増補改訂版)』、山梨日日新聞社、一九八九年、二七一頁。〕
- ⑱ 山梨郷土研究会『山梨郷土史研究入門』、山梨日日新聞社、一九九二年、一七七頁。
- ⑲ 『恩賜林組合史 下巻』、恩賜林組合編、富士吉田市外二ヶ村恩賜県有財産保護組合、二〇〇〇年、一一―一二頁。なお、『恩賜林組合』は吉田恩組に同じ。
- ⑳ 二章注⑭、八四四頁。
- ㉑ 二章注⑭、七七二頁。
- ㉒ 前掲注⑭。
- ㉓ 前掲注⑭、六一九頁。一章注⑥四四〇―四四二頁など。
- ㉔ 前掲注⑭、六二二頁。

②⑤ 『鳴沢村誌 第一巻』、山梨日日新聞社、鳴沢村、一九八八年、五七九～五八一頁。

②⑥ 一九五五年に西浜村と合併して足和田村となった。

②⑦ 『芦川村誌』（No.022）、『勝山村史』（No.065）。

②⑧ 『石和町誌 第二巻』、石和町誌編さん委員会、石和町、一九九一年、一一七～六頁。

②⑨ 二章注⑥。

③⑩ 渡辺洋三『入会と財産区』、勁草書房、一九七四年、一三一～一四頁。

おわりに

本稿は、ローカル・ヒストリーのもつ共同体構築志向の内実を検討することを目的とし、自治体史に叙述される「先人」の歴史が、現在の自治体住民の共同性を保証するようなものであるかどうかについて、山梨県内市町村史における恩賜林記述を事例に考察を行なった。

念場ヶ原・北富士の二つの恩賜林保護地域について、保護団体やそれに関係する旧村、市町村、県との関係と合わせて市町村史を見ていくと、それぞれの地域事情を反映した積極的な理由をもつて共同体の設定がなされていることが分かった。これにより、ローカル・ヒストリーが共同体を構築する際の背景を示すことができた。

また、全県の市町村史について本文中で示される歴史の主体をみると、実質的な「記憶の共同体」が市町村の領域よりも小さい『忍野村誌』、市町村の領域と一致する『鳴沢村誌』、全県にまで拡大された『高根町誌』のような三類型に分けられた。このことによって、自治体史を「記憶の共同体」が立ち上げられる記憶の場であるとする議論に対し、自治体側が立ち上げを意図する「記憶の共同体」と、歴史叙述の内実から立ち上げられるそれとが必ずしも一致しないという例を示せた。多くの市町村史が序文で帰属意識を持たせようとする、「先人の努力のうえに立つ今日のわたしたち」とは、その市町村の住民と一致する場合ばかりではなく、暗に市町村民から縮小または拡大された共同体につながっている場合がある。山梨県の恩賜林の事例について言えば、救済タイプ・抵抗タイプともに県民共同体に拡大する例が多く見られた。

このようなスケールの操作なしには、旧来からの財産に関する歴史叙述から市町村の統一意識を導くことが困難である

ことが示されたが、では現在の市町村にとってその統一意識を導くために取り上げられている主題とは何かということも、探索すべき課題である。これには地域の性質が大きく関わっている。山梨県は内部に地縁の強い地域が比較的多く残るが、例えば人口の流入入が激しく「父祖伝来の地」といったイメージがわきにくい地域や、移住によって形成された地域^①、あるいは異なる社会集団どうしの境界線上にある地域などについても個別に検討しなければならない。

また、恩賜林を旧来からの共同体に関わる主題として想定したが、森林と人々の関わり方の性質が変化してきていることも考慮しなければならない。「忍草入会住民」にとつての恩賜林への関わり方は古典的入会利用だが、「県民共同体」にとつては、豊かな森林環境により水害のない安定した生活を営むなど、間接的に利益を受けることや、林野をレクリエーションの場として利用することなどである。富士北麓の入会地を核として、入会関係者を幕府裁許以来の旧一一か村共同体へ回帰するよう説く吉田恩組も、林業基本法の抜本的改正で、森林の経済的価値だけでなく多面的機能の発揮が求められるようになった現状に対応し、「二一〇年以上にわたつて育んできた世界に冠たる富士山の森を山業採取や材木づくりだけに留まることなく、現代社会に生きる人々のために活かすこと、すなわち富士山での新しい二一世紀型入会のかたちを模索し実行していかねばならない^②」としている。このような認識の変化と、領域、共同体の関係についての検討も今後の課題としたい。

① 山梨県でも、明治末の水害から御料地下賜まで、すべての人々が県内で運命を共にしたわけではなく、明治四十年の水害を期に、疲弊した農山村から北海道への集団移住した人々もいた。

② 大平晃久「対立する記憶と場所——小港町・香川県沙木をめぐる歴史意識」、歴史地理学、四六巻五号、二〇〇四年、二五―三九頁。亦

城源三郎「両属の理論の提唱」、地方史研究、三六巻四号、一九八六年、二四―二七頁。

③ 三章注^④、九頁。

equal rank. Yagawadera resisted and initiated a lawsuit. In the ensuing struggle the hierarchical order of the temples was formed.

Local History and Community: How *Onshirin* (Imperially Granted Forests) are Described in Local History Books in Yamanashi Prefecture

by

NANTO Naoko

This study deals with local history books published by local governments in Japan. They portray the history of people who lived in the local area from the distant past to present. Bellah has called those who share the same understanding of the past a “community of memory.” Fujii considers these local history books as a medium by which such “communities of memory” are created. However, we have to keep in mind that today’s local government entities and their geographical expanses are not super-historical ones, but were first established in the Meiji era and then reconstituted on several occasions. Therefore, a single local government entity may include several historical units which may have had different experiences of the past. This problem is similar to that in the narration of national histories.

The author’s aim is to reconsider those local history books and “community of memory” by focusing on the grammatical subject used in written histories. Mayors often contribute prefaces to local history books that read something like this: “We citizens owe what we are today to our ancestors’ effort. We must remember them and follow in their footsteps in order to achieve further development of our city.” The subject here is *wareware shimin*, “we citizens,” who are linked to the innumerable people who had lived in same area in the past. Abiko points out that modern Japanese local government entities have faced several crises, such as the foundation of local government system and the setting of new administrative boundaries in the early Meiji era, and the consolidation of village shrines or common properties at the end of Meiji era. We can use these facts as the subject matter to examine whether local history books really guarantee the unity of people today and bind them in a “community of memory.” The author investigated 69 local history books produced by local governments in Yamanashi prefecture which were published from the 1950’s to 2006, focusing on how changes in the ownership of

local common land are described.

In 1889, almost all the local common forest land (*iriai-yama*) in Yamanashi prefecture were incorporated into imperial forest lands. The prefecture suffered two terrible floods at the end of Meiji Era, which resulted in the presentation of imperial forests to the prefecture in 1911 as *onshirin* (imperial granted forest). As a result, the forests now belong to the prefecture, but responsibility for local management and daily protection has been left to local fellowships. Because these groups are organized on the basis of old customs concerned with common land usage, the fellowships do not necessarily correspond with today's local-government boundaries. Thus we must consider these units as well as local government entities.

The following are the results of this research.

In several local history books, these facts are described in contrasting ways. Some state appreciation for the emperor's compassion, whereas other blame the Imperial Property Office's (*Goryokyoku*) neglect of proper management of the forests for causing terrible flood damage. The fellowship of the Nembagaharayama district in Takane Town is an example of the former, and that of the Kitafuji area, where the fellowship has a relationship with three local governments, Fujiyoshida City, Yamanakako Village, Oshino Village, is an example of the latter.

Takane Town's history, published in 1989, uses "the people of Yamanashi Prefecture," "the people of Takane Town" and "local fellowship" as grammatical subjects without any indication of discord, and the subject "our ancestors" truly refers to the ancestors common to the three groups. This reflects the cooperative relationship between the prefecture and town and fellowship in Nembagahara district at the time concerning the development of the *onshirin* as a tourist spot.

In the Kitafuji area, the fellowship's management of the land was partly taken over by the Japanese Army in 1936, and this area is now managed by the Self-Defense Forces. This created complex relationships in the area. Oshino Village's history, published in 1989, uses "the people of the Shibokusa district" as the grammatical subject to stress their inherent right, independent of not only the prefecture, but also of another former village that now constitutes part of present-day Oshino Village, and ten other former villages linked to the fellowship (including seven former villages now a part of Fujiyoshida City, and three former villages now incorporated into Yamanakako Village).

From the description of *onshirin*, we discover three different types of relationships between local history and "the community of memory." In the first type, "the community of memory" corresponds to the local government's territory. This is what Fujii had presumed, but is not seen anywhere, except in the case of Naru-

sawa Village. In the second type, the actual “community of memory” is narrower than the geographic jurisdiction, as in the case of Oshino Village. In the third type, the actual “community of memory” is larger than the territory, as in the case of Takane Town. This type was the most common of those in the prefecture.